

ナラ枯れ被害木駆除設計書作成の留意事項

ナラ枯れ被害木駆除の設計に当たっては、鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課の「平成27年度 松くい虫等防除事業実施単価（秋期）（ナラ枯れ被害木駆除）平成27年8月」「平成27年度 松くい虫等防除事業実施単価（秋期）（ナラ枯れ被害木駆除）平成27年10月」に従い、下記に留意の上作成するものとする。

記

1 共通

- (1) 単価の算定は、治山林道必携と同様に単価表は四捨五入、明細表は切捨てとしている。
- (2) 設計金額は、工種等毎に千円未満を切り捨て、消費税等を加算すること。
- (3) 労務費は二省協定単価（土木実施設計単価）を採用している。
- (4) 資材費は、建設物価に記載されているものについては、これを採用している。建設物価に記載されていないものは、3者から見積もりを行い、最低価格を採用している。なお、やむを得ず1者見積もりの場合は、見積価格を採用している。
- (5) 諸経費率は、実態調査に基づき、設定している率（38%）としている。
（写真管理経費含む。）
 - ・ 共通仮設費 6.0%
 - ・ 現場管理費 32.0%
- (6) 単価表は事業主体が補助金額を算出するための標準的な工程を示しているものであり、事業主体は、追加での作業等が必要である場合は、根拠を明確にした上で、当該作業工程を追加等し、設計書を作成すること。

2 作業種ごとの留意事項

(1) 立木くん蒸について

①材料費

当該事業完了後、使用したドリル刃の数量に応じて算出すること。

(2) 伐倒・搬出について

①運搬費

搬出するトラックの種別に応じて、積算するとともに、搬出先のチップ工場等が発行する伝票の重量によりトラック台数を算出すること。

②集材費

胸高直径、集材距離をもとに数量変更すること。

③被害木のチップ用材としての販売収入

搬出先のチップ工場等が発行する伝票等を確認し、実際の販売額を事業費に充当することとする。